

# 国立大学法人高知大学旅費規則

平成16年4月1日  
規則第88号

最終改正 令和4年3月17日規則第89号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 国内旅費（第6条～第12条）
- 第3章 外国旅費（第13条～第18条）
- 第4章 雑則（第19条～第21条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の業務のために出張し、又は赴任した本学の役員及び職員並びに本学の依頼に応じ、本学の業務遂行のために出張をする者に対する旅費については、本規則により支給する。

#### （旅費の区分）

第2条 旅費は、目的又は内容に応じ下記のとおり区分する。

- (1) 国内旅費（日帰り旅費、研修旅費を含む。）
- (2) 外国旅費（研修旅費を含む。）

#### （旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃）、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

#### （旅行命令、旅行許可及び旅行依頼）

第4条 旅行は、学長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令等権者」という。）の発する旅行命令、旅行許可又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 国立大学法人高知大学職員就業規則第69条第2項の規定に基づき大学教員が自ら申請し出張しようとする場合（各就業規則において準用する場合を含む。）において、国内出張しようとするときは、申請をもって、旅行許可を受けたものとみなす。ただし、旅行命令等権者が大学の業務等に支障があると判断したときは、当該旅行を変更し、又は許可を取り消すことがある。

- 3 旅行命令等に係る手続及び旅費計算は、原則として、本学が行う旅費に関する事務を処理する情報処理システム（以下「旅費システム」という。）により行うものとする。
- 4 国立大学法人高知大学職員就業規則第69条第4項及び国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第54条第4項に規定する出張の報告（各就業規則において準用する場合を含む。）は、原則として、旅費システムにより、旅行命令等権者に行うものとする。旅行依頼による旅行の場合は、当該旅行を依頼した用務の実施等について確認した職員が、出張後速やかに、旅行命令等権者に報告するものとする。

（旅費の支給）

第5条 交通費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

- 2 交通費計算の基礎となる発着駅は、別表1のとおりとする。
- 3 用務地である市町村内の移動に係る現地交通費は、支給しない。
- 4 公用車等使用の場合は、日当定額の2分の1とする。
- 5 本学以外から、旅費の一部又は全部を支給される場合は、その額を減額して支給するか、又は全額を支給しない。
- 6 天災、事故及び業務の必要上やむを得ない事情により、本規則による旅費では出張の費用を支弁しがたい場合は、旅行命令等権者の承認により必要とする実費を支給することができる。

## 第2章 国内旅費

（国内旅費）

第6条 国内旅費は、交通費、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する。交通費、日当、宿泊料は、別表2の規定により支給する。

- 2 航空賃の支給に当たっては、旅客運賃を支払った額を証明する書類（領収書原本及び航空券半券原本等）を提出しなければならない。

（移転料）

第7条 赴任に伴い、住所又は居所の移転があった場合（別表1の勤務地の範囲の移転を除く。）に支給する移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際に扶養親族（採用日における国立大学法人高知大学職員給与規則第26条第2項に定める扶養親族に限る。以下同じ。）を移転する場合には、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表4の定額による額
- (2) 赴任の際に扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- (3) 赴任の際には扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役員及び職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令等権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第8条 赴任に伴い住所又は居所の移転があった場合に支給する着後手当の額は、別表2の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分を合算した額による。

- 2 本学宿舎への入居に当たり、赴任後直ちに本学宿舎に入居することができない場合に、旅行命令等権者が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、赴任を命ぜられた日から本学宿舎への入居日前日までの夜数から前項の規定に基づき支給する2夜を除いた夜数分の宿泊料定額を支給する。

(扶養親族移転料)

第9条 赴任に伴い住所又は居所の移転があった場合に支給する扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役員及び職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第7条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の移転前の住所又は居所から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該額に円位未満の端数が生じたときは、それぞれの項目ごとに切り捨てるものとする。

2 役員及び職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日帰り旅費)

第10条 日帰り出張には、交通費と日当を支給する。ただし、高知県内における旅行の場合は、交通費と日当定額の2分の1を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表1に規定する勤務地の範囲及びキャンパス等間(朝倉キャンパス、岡豊キャンパス、物部キャンパス、総合研究センター海洋生物研究教育施設及び小津地区(附属幼稚園・小中学校)間に限る。)の移動については、旅費を支給しない。

(研修旅費)

第11条 国立大学法人高知大学職員就業規則第59条第1項に規定する研修のため、一時その勤務地を離れ、国内を旅行する場合は、本章に定める旅費を支給する。

(宿泊研修等)

第12条 宿泊研修等の場合は、交通費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、宿泊施設の定められている研修等の宿泊料にあつては、別表2に定める宿泊料を上限として実費額を支給する。

### 第3章 外国旅費

(外国旅費)

第13条 外国旅費は、交通費、日当、宿泊料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当を支給する。交通費、日当、宿泊料、旅行雑費は、別表3の規定により支給する。

2 航空賃の支給に当たっては、旅客運賃を支払った額を証明する書類(領収書及び航空券半券等)を提出しなければならない。

3 外国出張に伴う国内旅費は、第2章に規定するところによる。

4 外国出張は、概算により前払いができるものとし、出張終了後速やかに交通費、旅行雑費に係る領収書等支払った額を証明するに足る書類を提出し、精算しなければならない。

(移転料)

第14条 赴任の際に扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表4の定額(以下本条

において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
  - (2) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）に定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ財務省令に定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 第9条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

（扶養親族移転料）

第15条 赴任に伴う扶養親族移転料は、赴任の際旅行命令等権者の許可を受け、扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴するときに支給する。

- 2 前項の扶養親族移転料の額は、扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。
- (1) 配偶者については、その移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
  - (2) 12歳以上の子については、その移転の際における役員及び職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
  - (3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- 3 第9条第1項第3号及び第2項の規定は、前項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

（研修等旅費）

第16条 国立大学法人高知大学職員就業規則第59条第1項に規定する研修のため、一時その勤務地を離れ、外国を旅行する場合は、本章に定める旅費を支給する。

（旅行雑費）

第17条 旅行雑費の額は、入出国税並びに空港施設使用料等の実費額による。

(死亡手当)

第18条 死亡手当は、別表5の規定により支給する。

#### 第4章 雑則

(旅費の調整)

第19条 当該旅行の性質上又は特別な事情により、旅行命令等権者が必要と認めるときは、旅費を増額又は減額することができる。

(補足)

第20条 この規則に定めのない事項については、原則として国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに文部科学省が所管する各種旅費に関する規程、通達等に準拠する。

第21条 この規則に定めるもののほか、旅費支給に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日規則第583号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日規則第119号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日規則第37号）

この規則は、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、別表1の改正規定は、平成28年4月24日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第89号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条、第7条、第10条関係）

交通費計算発着駅

発着地 (役員・職員においては勤務地とする。)	発着駅
役員・職員	
朝倉キャンパス	朝倉駅（JR駅）
岡豊キャンパス	医大病院（バス停）
物部キャンパス	高知龍馬空港（バス停）
総合研究センター海洋生物研究教育施設	宮前スカイライン入口（バス停）
小津地区 (附属幼稚園・小中学校)	入明駅（JR駅）
上記以外の設定された勤務場所	最寄駅
学生・学外者	
自宅又は勤務地等	最寄駅

勤務地の範囲（役員・職員に限る。）

勤務地の範囲を、勤務地から直線距離25km以内の用務地とし、旅費を支給しない。

別表2（第6条、第8条、第10条、第12条関係）

国内旅費			
区 分	役 員	その他（役員を除く教職員、学外者（本学学生含む。））	
鉄 道 賃	運 賃 急 行 料 金 座席指定料金 グリーン料金	運 賃 急 行 料 金 座席指定料金	
	特別急行料金は片道100 k m以上、普通急行料金は片道50 k m以上の 場合にのみ支払		
船 賃	3階級以上に運賃等 級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級
	2階級に運賃等級を 区分する路線	最 上 級	
	運賃等級を設けない 路線	乗船に要する運賃	
バス 運 賃		乗車（公共交通機関）に要する運賃	
航 空 賃		普通席運賃 学長が特別な運賃等を徴する座席を利用する場合には、その座席の運 賃等	
日 当 (1日につき)	2,600円	2,200円	
宿 泊 料 (1夜につき)	13,100円	10,400円	

- 備考 (1) 旅行者が同一地域において滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞向日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞向日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減額して支給する。
- (2) 航空券、乗車券の手配等に当たり、手配手数料、支払い手数料、事務手数料、チケット等送料、荷物受託料等の手数料が発生した場合は、現に支払った額を交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃をいう。以下同じ。）又は宿泊料に含めて支給することができる。
- (3) 航空賃は、別表2に定められた運賃を上限（前号の規定により交通費に含めて支払う手数料の金額を除く。）に、現に支払った額を支給する。



別表3（第13条関係）

## 外国旅費

区 分		役 員	その他（役員を除く教職員、学外者（本学学生含む。））
鉄 道 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級
	2階級に運賃等級を区分する路線	最 上 級	
	運賃等級を設けない路線	乗 車 に 要 す る 運 賃	
船 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級
	2階級に運賃等級を区分する路線	最 上 級	
	運賃等級を設けない路線	乗 船 に 要 す る 運 賃	
バ ス 運 賃		乗 車 に 要 す る 運 賃	
航 空 賃		ビジネスクラス相当	エコノミークラス相当
旅 行 雑 費		入出国税の額、空港施設使用料、査証（電子ビザ（ESTA）含む。）の申請料（その取得に係る旅行代理店の手数料含む。）、予防注射料の現に支払った額	
日 当 （1日につき）	指 定 都 市	7,200円	6,200円
	甲 地 方	6,200円	5,200円
	乙 地 方	5,000円	4,200円
	丙 地 方	4,500円	3,800円
宿 泊 料 （1夜につき）	指 定 都 市	22,500円	19,300円
	甲 地 方	18,800円	16,100円
	乙 地 方	15,100円	12,900円
	丙 地 方	13,500円	11,600円
同一地域における滞在日数が32日～61日までに係る単価			
日 当 （1日につき）	指 定 都 市	6,500円	5,600円
	甲 地 方	5,600円	4,700円
	乙 地 方	4,500円	3,800円
	丙 地 方	4,000円	3,400円
宿 泊 料 （1夜につき）	指 定 都 市	20,200円	17,400円
	甲 地 方	16,900円	14,500円
	乙 地 方	13,600円	11,600円
	丙 地 方	12,100円	10,400円
同一地域における滞在日数が62日以上に係る単価			
日 当 （1日につき）	指 定 都 市	5,800円	5,000円
	甲 地 方	5,000円	4,200円
	乙 地 方	4,000円	3,400円
	丙 地 方	3,600円	3,000円
宿 泊 料 （1夜に	指 定 都 市	18,000円	15,400円
	甲 地 方	15,000円	12,900円
	乙 地 方	12,100円	10,300円

	丙 地 方	10,800円	9,300円
--	-------	---------	--------

備 考

- (1) 指定都市、甲地方、乙地方、丙地方の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」を準用するものとする。
- (2) 1日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とする。
- (3) 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当は、丙地方の金額とする。なお、日本を出発した日及び日本に到着した日の日当は、丙地方の金額とする。
- (4) 航空券、乗車券の手配等に当たり、手配手数料、支払い手数料、事務手数料、チケット等送料、荷物受託料等の手数料が発生した場合は、現に支払った額を交通費又は宿泊料に含めて支給することができる。
- (5) 外国旅行における交通費は、別表3に定められた運賃等級の料金を上限（前号の規定により交通費に含めて支払う手数料の金額を除く。）に、現に支払った額を支給する。

別表4（第7条、第14条関係）

国内旅行の移転料（扶養親族の移転がない場合は、下記の2分の1）

区 分	役 員	役員以外の教職員
鉄道 50 k m未満	116,000円	100,000円
鉄道 50 k m以上 100 k m未満	133,000円	115,000円
鉄道 100 k m以上 300 k m未満	165,000円	142,000円
鉄道 300 k m以上 500 k m未満	203,000円	175,000円
鉄道 500 k m以上 1000 k m未満	270,000円	232,000円
鉄道 1000 k m以上 1500 k m未満	283,000円	244,000円
鉄道 1500 k m以上 2000 k m未満	303,000円	261,000円
鉄道 2000 k m以上	352,000円	303,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路1 k mをもって鉄道1 k mとみなす。

外国旅行の移転料（扶養親族の移転がない場合は、下記の2分の1）

区 分	役 員	役員以外の教職員
鉄道 100 k m未満	128,000円	105,000円
鉄道 100 k m以上 500 k m未満	171,000円	140,000円
鉄道 500 k m以上 1000 k m未満	244,000円	200,000円
鉄道 1000 k m以上 1500 k m未満	307,000円	251,000円
鉄道 1500 k m以上 2000 k m未満	386,000円	316,000円
鉄道 2000 k m以上 5000 k m未満	474,000円	389,000円
鉄道 5000 k m以上 10000 k m未満	523,000円	428,000円
鉄道 10000 k m以上 15000 k m未満	571,000円	467,000円
鉄道 15000 k m以上 20000 k m未満	618,000円	506,000円

鉄道 20000 k m以上	667,000円	547,000円
----------------	----------	----------

備考 路程の計算については、水路及び陸路1 k mをもって鉄道1 k mとみなす。

別表5（第18条関係）

死亡手当

区 分	役 員	役員以外の教職員
死 亡 手 当	550,000円	450,000円